

2013年1月29日

2012年度臨時總會報告

日本気象学会理事会

公益法人移行に関しては、2012年8月初めに内閣府公益認定等委員会に対して公益認定申請を行い、その後、委員会担当室から定款案・細則案について修正等の指摘がありました。指摘内容は、①定款案並びに細則案の意味をより明確にするための条文中の語句の修正、②根拠法令である一般社団・財団法人法の趣旨により適合したものとするための条文中の語句の加除であり、いずれも比較的軽微なものでした。しかし、定款等の修正に関するものであり、社員総会の承認が必要であるため、2012年12月26日（水）に臨時社員総会を開催し、修正案について審議を行い、理事会提案のとおり承認をいただきました。

これにより、公益法人移行に関する所定の手続きは全て終了し、2013年4月1日をもって公益法人へ移行できることとなりました。会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。